

2026 年 10 月 7 日

No. GMY_004

ドイツにおけるコンプライアンス法制の転換点 ——秩序違反法（OWiG）改正草案が日本企業に求めること——

執筆者：弁護士 三浦悠佑／ドイツ連邦共和国弁護士 シャーヒン・キョックサル*

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

1. はじめに

ドイツ連邦政府は2026年5月26日、秩序違反法（OWiG）第 30・130条を抜本的に改正する法案を国会に提出した。法案の骨子は二点である。第一に、法人に対する最高制裁額が現行の4倍（故意：最高4,000万ユーロ）に引き上げられる。第二に、コンプライアンス・マネジメント・システム（CMS）の「実効性」が制裁算定の法定基準として初めて明文化される。

ドイツに拠点を持つ日本企業にとって、これは「書類上のCMSが存在するか」ではなく、「CMSが実際に機能し、それを証明できるか」という水準への移行を意味する。本ニュースレターでは、改正の概要と日本企業が取るべき対応、および当事務所が提供できる支援をご紹介します。

2. 改正の背景——なぜ今、ドイツのコンプライアンスが重要なのか

ドイツは日本にとって欧州最大の貿易相手国であり、約1,400社の日本企業がドイツに拠点を構える。製造業・自動車・金融・IT分野を中心に、日独経済の相互依存は深まる一方である。しかしながら、多くの日本企業にとって、ドイツのコンプライアンス法制は依然として馴染みの薄い領域である。

その最大の理由は、日独両国のコンプライアンス責任の構造的相違にある。日本において取締役の善管注意義務違反は民事上の損害賠償責任を生じさせるが、ドイツでは秩序違反法（OWiG）第130条が、損害の発生を待たずに管理職個人へ行政上の過料（最高100万ユーロ）を科す公法的な制裁

構造を持つ¹。この「抽象的危険の段階での制裁」という発想は日本法にはなく、ドイツに拠点を持つ日本企業が特に理解を要する点である。

参考として、この構造がいかに現実のリスクをもたらすかを示す事例として、ドイツで最も知られるコンプライアンス違反事件がシーメンス贈収賄事件である。同社の役員・幹部が複数国の公共事業受注のために組織的な贈賄を行っていたことが発覚し、ドイツ国内での制裁に加え、米国当局との和解も含む制裁総額は約16億ユーロに達した。この事件を契機に、ドイツの規制当局・裁判所は企業のCMS体制整備に対する監視を大幅に強化しており、ドイツ連邦裁判所（BGH）も2017年の判決において、CMSの質が制裁額の軽減に考慮されうることを認めた²。今回の改正草案は、この判例の流れを初めて立法化するものである。

3. OWiG改正草案の概要

(1) 制裁上限の4倍引き上げ

改正草案（BT-Drs. 21/6133、2026年5月26日）は、法人に対する最高制裁額（Verbandsgeldbuße）を次の通り引き上げる³。

区分	現行 → 改正後（草案）
法人：故意による犯行	最高 1,000 万ユーロ → 最高 4,000 万ユーロ（4 倍）
法人：過失による犯行	最高 500 万ユーロ → 最高 2,000 万ユーロ（4 倍）
個人（§ 130 OWiG）	最高 100 万ユーロ（変更なし）
利益剥奪（上乗せ）	無制限（変更なし）

なお改正の対象は環境犯罪に限らず、汚職・詐欺・脱税・資金洗浄・独占禁止法違反など、すべての企業関連犯罪に適用される。ドイツに拠点を持つすべての業種・規模の企業が対象となる。

¹ Regierungsentwurf, BT-Drs. 21/6133 vom 26. Mai 2026 (OWiG 改正案); Stellungnahme des Bundesrats, BT-Drs. 21/6668 vom 12. Juni 2026.

² BGH2017年5月9日の判決、1 StR 265/16 (Siemens-Schmiergeldfall), BGHSt 判例集 62 号, 144 頁。

³ 第 30 Abs. 2a Nr. 5 OWiG-E, BT-Drs. 21/6133, S. 15 f. 「違反行為の防止・発見のために講じた措置」が制裁算定の法定考慮事項として初めて明文化。

(2) CMSの「実効性」の法定化——改正の本質

制裁額引き上げより重要なのが、改正草案が初めて CMS の「実効性」を法定の制裁算定基準として明文化する点である。改正草案第 30 Abs. 2a OWiG-E は制裁額の算定に際し考慮すべき事情を法律に列挙し、その一つとして「違反行為の防止・発見のために講じた措置」を明記する。これにより、CMS の質は弁護側の任意の主張から、当局・検察が每件審査しなければならない法定の審査事項に変わる。CMS を整備・証明できる企業は制裁軽減の法的根拠を持ち、整備していない企業はその機会を失う。

(3) 連邦参議院の追加要求——第130 OWiGへのCMSカタログ法定化

連邦参議院は 2026 年 6 月 12 日の意見書において、政府草案をさらに進め、適切な監督措置の具体的要素（CMS カタログ）を第 130 OWiG に直接法文として列挙することを求めた⁴。

OWiG-E 第 130 条参議院提案カタログ(5 要素)	内容
① 従業員・監督者の選定・指導・監督	適切な人員配置と継続的な監督
② リスクの定期的な特定・評価	事業・地域・取引に基づく年次リスク分析
③ ガイドライン策定・従業員研修	行動規範・ポリシーの整備と全社研修
④ 機密性のある内部通報手続き	内部告発者が安全に通報できる仕組み
⑤ 違反の疑いの解明と制裁	内部調査プロセスと適切な制裁手続き

連邦政府は現時点でこの修正に反対しているが、立法手続きは 2026 年秋以降も継続中であり、最終法文は未確定である。ただし、このカタログがドイツの CMS 監査基準 IDW PS 980 の構成要素と実質的に同一である点は重要である（後述 4 参照）。

⁴ BR-Drs. 266/26, Nr. 15 (§ 130 OWiG-E, neu eingeführter Katalogbestandteil)。

4. ドイツのCMS評価基準——IDW PS 980・ISO 37301・JIS Q 37301

ドイツでは、ドイツ会計士協会（IDW）が策定した IDW PS 980（2011 年公表、2017 年改訂）が、CMS の設計・評価・証明に関する事実上の国家標準規格として機能している⁵。これは公認会計士が CMS の適切性・有効性を監査・証明するための基準であり、その証明書はドイツの規制当局・裁判所・取引先において高い証拠価値を持つ。OWiG 改正草案が求める「防止・発見のための措置」の証明において、IDW PS 980 に基づく独立した証明書は最も強力な根拠となりうる。IDW PS 980 は CMS を 7 つの構成要素（コンプライアンス文化・目標・リスク・プログラム・組織・コミュニケーション・監視改善）から定義しており、連邦参議院が提案する§ 130 OWiG カタログの 5 要素と実質的に対応している。つまり、IDW PS 980 に準拠した CMS を構築することは、OWiG 改正後の法的要件を同時に充足することを意味する。

なお、日本では ISO 37301（国際規格）を JIS 規格として採用した JIS Q 37301（2021 年）が普及しつつある。IDW PS 980 と ISO 37301・JIS Q 37301 はともに 7 要素で CMS を定義しており、構成要素は高度に対応している。グローバル展開には ISO 37301 の認証を軸とし、ドイツ子会社については IDW PS 980 の証明書を追加取得するという統合アプローチが最も効率的である。一つの CMS フレームワークで両基準を同時に充足することが可能であり、重複作業を避けた体制構築ができる。食品、化粧品、日用品等を EU 域内で販売する日系企業においては、PFAS 規制への早急な対応が必要です。また、電子部品や自動車部品等を輸送包装で EU 域内に出荷する企業においても、2030 年以降の空隙率規制や再生材比率の要件を見据え、包装設計・調達仕様の見直しを段階的に進めることが望まれる。

5. 日本企業への影響と取るべき対応

(1) 直接的なリスク：ドイツ子会社役員を兼任する日本人幹部

日本の親会社の経営幹部がドイツ子会社の取締役または監督役を兼任している場合、そのドイツ子会社の従業員が違反行為を行った際、当該幹部個人が OWiG § 130 の制裁対象（最高 100 万ユーロの行政制裁）となるリスクが現実存在する。これは日本の会社法上の役員責任（民事損害賠償）とは全く別の公法的制裁であり、違反行為の発生前から適切な監督体制を整備していなければ責任を問われうる。加えて、OWiG 改正草案§ 30 OWiG-E による法人制裁（最高 4,000 万ユーロ）と§ 130

⁵ BGH, Urteil vom 17. November 2009, 5 StR 394/08 (Compliance-Officer-Urteil), BGHSt 54, 44 ; AktG § 91 Abs. 2 ; 日本会社法第 362 条第 4 項第 6 号・最高裁平成 29 年 7 月 7 日判決。

の個人制裁（最高 100 万ユーロ）は同時に科されうる。この二層制裁構造がドイツ法の特徴であり、日本法との最大の相違点である。

(2) 「書類上のCMS」では不十分——実効性の証明が不可欠

OWiG 改正草案と連邦参議院の要求が一致して強調するのは、CMS の「実効性（Wirksamkeit）」である。形式的・見せかけの CMS（「Window Dressing」）は制裁軽減の対象外となり、逆に組織的な問題の証拠として制裁加重の事情ともなりうる。当局が実効性を判断する際には以下の点を審査する。

- ① リスク分析は最新の事業・地域・取引実態を反映しているか（数年前のひな形の流用は不可）
- ② 研修は実際にリスクにさらされている部署（営業・購買・海外子会社等）に届いているか
- ③ 内部通報システムは実際に活用され、通報後の調査・改善まで記録が残っているか
- ④ 経営陣の監督責任が、組織図だけでなく実際の報告ライン・会議議事録・意思決定記録で証明できるか

(3) 日本企業が今すぐ取るべき対応

- ① CMS の現状評価（ヘルスチェック）
改正後の法定基準で審査された場合に自社 CMS が「実効的」と評価されるか、今から検証することが最初の一步である。IDW PS 980 の 7 要素を評価軸としたギャップ分析により、何が不足しているかを客観的に把握する必要がある。
- ② グローバル CMS 体制の整備
ISO 37301・JIS Q 37301 の認証取得をグローバル展開の統一軸とし、ドイツ子会社については IDW PS 980 の証明書（まず設計の適切性証明から）を追加的に取得するという段階的なアプローチが実務上最も合理的である。両基準は構成要素で対応しており、一つの CMS で同時充足が可能である。
- ③ 内部通報システムの整備
OWiG 第 130 条カタログの第④号に明示されているように、機密性のある内部通報手続きは CMS の法定要素の一つとなる可能性が高い。ドイツにおいては内部告発者保護法

(HinSchG) による法的義務（従業員 50 名以上の企業に設置義務）もあり、両方の観点から早期整備が求められる。

④ 記録管理体制の整備

OWiG 第 130 条の実効性を制裁手続きで証明するためには、コンプライアンス委員会の議事録・CCO から取締役会への定期報告書・リスク分析の更新記録・研修実施記録・内部通報の受理と対応記録を体系的に保存・管理する仕組みが必要である。

当事務所のドイツプラクティスチームは、ドイツ法・EU 法・日本法の横断的な専門性と、ドイツ語・日本語・英語でのシームレスな対応を強みとして、ドイツに拠点を持つ日本企業を一貫してサポートします。OWiG 改正への対応を含め、以下のご支援が可能です。CMS の構築・整備については、IDW PS 980・ISO 37301・JIS Q 37301 に準拠したグローバル CMS の設計・実装を支援するとともに、既存 CMS については OWiG 改正草案の法定基準と IDW PS 980 の観点から実効性を客観的に評価し、ギャップ分析・優先改善提案・証明書取得のロードマップを提供します。

コンプライアンス違反の疑いが生じた際には、内部調査（*Interne Untersuchung*）を包括的に支援します。カルテル当局・連邦検察との協調対応やリニエンシー申請、OWiG 制裁手続きにおける CMS 実効性の主張・証明支援も行います。内部通報システムについては、HinSchG に適合したシステムの設計から、従業員代表委員会（Betriebsrat）との協定締結交渉、外部通報窓口の設置・運営まで対応します。また、ドイツ駐在の日本人役員・現地従業員を対象に、OWiG 改正・CMS 構築・HinSchG・GDPR・贈収賄防止等をテーマとしたコンプライアンス研修・ワークショップを日本語・ドイツ語・英語で実施します。日系企業グループにおいては、製品仕様及び包装材データの多くが日本本社側で管理されている一方、EU 域内における規制対応・登録手続はドイツ子会社等の現地法人が担うという分業構造が一般的です。この「データの所在地」と「コンプライアンス責任の所在地」の乖離こそが、PPWR 対応における最大の実務的課題になり得ると考えられます。早期に、本社・現地法人間でのデータ連携体制及び責任分担を明確化することを強く推奨します。

6. おわりに

日本企業にとっての最大の教訓は、「CMS が存在するかどうか」から「CMS が実際に機能し、それを証明できるかどうか」へと問われる水準が変わることである。IDW PS 980 と ISO 37301・JIS Q 37301 を統合的に活用することで、ドイツ法上の法的保護とグローバルな標準化の双方を効率的に達成することが可能である。立法手続きは 2026 年秋以降も継続中であり、最終法文は未確定であるが、改正の方向性は明確である。今から体制整備を始めた企業は、改正後に制裁を受けた場合の軽減根拠を確保するだけでなく、OWiG 第 130 条の責任そのものを発生させない予防的保護を享受できる。

執筆者

弁護士 三浦悠佑（シニアパートナー、第一東京弁護士会）

Email: yusuke.miura@apl原因.jp

ドイツ連邦共和国弁護士* シャーヒン・キョックサル（オブ・カウンセル、フランクフルト弁護士会）

Email: koksai.sahin@apl原因.jp

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ドイツプラクティスチーム

Email: ipg_germany@apl原因.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方はニュースレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス | Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス | Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス | New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス | Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス | Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス | Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

